

Title	春秋經傳集解譯稿（十）：文公五年～十年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2000, 27, p. 67-102
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61222
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋經傳集解譯稿（十）

——文公五年～十年

岩本憲司

〔文公五年〕

經五年春王正月王使榮叔歸含且贈

②珠・玉を「含」という。「含」は、口をみたすものである。

車・馬を「贈」という。

附ここの公羊傳文に「含者何 口實也」とあり、何注に「天

子以珠 諸侯以玉」とあるのを参照。また、隱公元年の

公羊傳文に「車馬曰贈」とあり、同年の穀梁傳文に「乘

馬曰贈（中略）貝玉曰含」とあるのを参照。

なお、疏に「賈服云 含贈當異人 今一人兼兩使 故書

且以譏之」とあり、また、「何休膏肓以爲 禮尊不含卑

又不兼二禮 左氏以爲禮 於義爲短 鄭康成箴云 禮

天子於二王後之喪 含爲先 襚次之 贈次之 賻次之

於諸侯 含之贈之 小君亦如之 於諸侯臣 襚之 諸侯

相於 如天子於二王後 於卿大夫 如天子於諸侯 於士

如天子於諸侯臣 何休云尊不含卑 是違禮非經意 其

一人兼歸二禮 亦是爲譏」とある。

經三月辛亥葬我小君成風

③傳はない。反哭し、喪禮を完備したから、「葬我小君」

と言っているのである。

附隱公三年の傳文に「夏君氏卒 聲子也 不赴於諸侯 不

反哭于寢 不耐于姑 故不曰薨 不稱夫人 故不言葬」

とあり、注に「夫人喪禮有三 薨則赴於同盟之國 一也

既葬 日中自墓反 處於正寢 所謂反哭于寢 二也

卒哭而耐於祖姑 三也 若此 則書曰夫人某氏薨 葬我

小君某氏 此備禮之文也」とあるのを参照。また、定公

十五年の傳文に「葬定姒 不稱小君 不成喪也」とある

のを参照。

經王使召伯來會葬

④「召伯」は、天子の卿である。「召」は采地で、「伯」は

爵である。やって来たものの、埋葬に間に合わなかったのに、譏っていないのは、(死後)五箇月という期間はこえなかった(五箇月以内であった)、からである。附隠公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

經夏公孫敖如晉

傳はない。

經秦人入郟

⑤「入」の例は、十五年にある。

附十五年の傳文に「獲大城焉 曰入之」とあり、注に「得大都而不有」とある。

經秋楚人滅六

⑥「六」國は、今の廬江の六縣である。

經冬十月甲申許男業卒

⑦傳はない。(名を書いているのは)信公と六度、同盟した(からである)。

附信公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

團五年春王使榮叔來含且贈 召昭公來會葬 禮也

⑧(死んだ)成風は莊公の妾であったが、天子が夫人の禮によって贈物をし、母は子によって貴い、ということを明らかにしたから、「禮に適っている」と言っているのである。

附注の「以夫人禮贈之」の「贈」は、疏の引用に従って、

「贈」に改める。なお、疏に引く『釋例』に「贈賻送含 摠謂之贈」とあるのを参照。

注の「母以子貴」については、隠公元年の公羊傳文に「母以子貴」とあり、何注に「禮 妾子立 則母得爲夫人 夫人成風 是也」とあるのを参照。なお、四年「冬十有一月壬寅夫人風氏薨」の疏に引く『釋例』にも「凡妾子爲君 其母猶爲夫人 雖先君不命其母 母以子貴 其適夫人薨 則尊得加於臣子 内外之禮皆如夫人矣(中略) 成風之喪 王使會葬 傳曰 禮也」とある。

團初都叛楚卽秦 又貳於楚 夏秦人入郟

團六人叛楚卽東夷 秋楚成大心仲歸帥師滅六

⑨「仲歸」とは、子家のことである。

附十年の傳文に「又與子家謀弑穆王 穆王聞之 五月殺鬬宜申及仲歸」とある。

團 冬楚公子變滅蓼

④ 「蓼」國は、今の安豐の蓼縣である。

附諸本に従って、傳文の「楚」の下に、「公」の字を補う。

團 臧文仲聞六與蓼滅 曰 臯陶庭堅不祀諸 德之不建

民之無援 哀哉

⑤ 蓼と六とは、いづれもみな、臯陶の後裔である。二國の

君が、徳をたて、大國と援助の約束を結ぶ、ことが出来ず、忽然として亡んだ、ことをいたんだのである。

附注の「蓼與六皆臯陶後也」については、『史記』楚世家

に「四年滅六蓼 六蓼 臯陶之後」とあるのを参照。ま

た、『漢書』地理志下に「六安國（中略）六 故國 臯

繇後（中略）蓼 故國 臯繇後」とあるのを参照。なお、

十八年の傳文「昔高陽氏有才子八人 蒼舒隤散檮戴大臨

彪降庭堅仲容叔達」の注に「庭堅即臯陶字」とある。

注の「忽然而亡」については、『詩』邶風〈柏舟〉「日居

月諸」の疏に「服虔云 諸 辭」とあるのを参照。

團 晉陽處父聘于衛 反過甯 甯嬴從之

⑥ 「甯」は、晉の邑で、（今の）汲郡の脩武縣である。「嬴」

は、客舎をつかさどる大夫である。

附疏に「注國語者 賈逵孔泉皆以甯嬴爲掌逆旅之大夫 故

杜亦同之」とある。なお、『國語』晉語五に「陽處父如

衛 反過甯 舍於逆旅甯嬴氏」とあり、韋注に「甯 晉

邑 今河内修武是也 旅 客也 逆客而舍之也」とある

のを参照。また、僖公二年の傳文に「今虢爲不道 保於

逆旅」とあり、注に「逆旅 客舍也」とあるのを参照。

團 及溫而還 其妻問之 嬴曰 以剛 商書曰 沈漸剛克

高明柔克

⑦ 「沈漸」は、滯溺（心がしずんでいて柔弱）と同じである。「高明」は、亢爽（心がたかぶっていて剛毅）と同じである。それぞれ、剛・柔によって（柔者は剛により、

剛者は柔によって）、自分の本性に勝たなければならず、

そうして始めて、全き人となる、ということである。

この言葉は〈洪範〉にあるが、今はこれを（「商書」で

はなくて）「周書」という。

團 夫子壹之 其不沒乎

⑧ 陽子は性格が剛毅一點張りであった。

團 天爲剛德 猶不干時

⑨ 寒・暑が順にめぐってくる。

團 況在人乎 且華而不實 怨之所聚也

⑩ 言うことが、實際にすることと、かけはなれている。

團 犯而聚怨 不可以定身

⑪ 剛毅だと、他人をおしのける。

團余懼不獲其利而離其難 是以去之

④六年の「晉殺（其大夫陽）處父」のために傳したのである。

團晉趙成子欒貞子霍伯臼季皆卒

⑤「成子」は、趙衰で、新上軍の帥であり、中軍の佐である。「貞子」は、欒枝で、下軍の帥である。「霍伯」は、先且居で、中軍の帥である。「臼季」は、胥臣で、下軍の佐である。六年の、夷で蒐したこと（下の傳文）、のために傳したのである。

附注の「成子 趙衰 新上軍帥 中軍佐也」については、僖公三十一年の傳文「趙衰爲卿」の注に「今始從原大夫爲新軍帥」とあり、文公二年の傳文「趙成子言於諸大夫曰」の注に「成子 趙衰」とある。また、文公二年の傳文に「先且居將中軍 趙衰佐之」とある。

注の「貞子 欒枝 下軍帥也」については、僖公二十七年の傳文「命趙衰爲卿 讓於欒枝先軫」の注に「欒枝 貞子也」とあり、つづく傳文に「使欒枝將下軍」とある。

注の「霍伯 先且居 中軍帥也」については、僖公三十三年の傳文に「襄公以三命命先且居將中軍」とある。

注の「臼季 胥臣 下軍佐也」については、僖公二十八年の傳文に「胥臣佐下軍」とあり、注に「胥臣 司空季子」とある。

なお、『史記』晉世家に「六年趙衰成子欒貞子咎季子犯 霍伯皆卒」とあり、〈集解〉に「賈逵曰 欒貞子 欒枝也 霍伯 先且居也」とあるのを参照。

〔文公六年〕

經六年春葬許僖公

⑥傳はない。

經夏季孫行父如陳

⑦「行父」は、季友の孫である。

附『國語』周語中「季文子孟獻子皆儉」の章注に「季文子 季友之孫 齊仲無佚之子 季孫行父」とあるのを参照。また、穀梁の疏に引く『世本』に「季友生仲無佚 佚生行父」とあるのを参照。なお、注の最後の「子」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

經秋季孫行父如晉

經八月乙亥晉侯驩卒

⑧（名を書いているのは）二度同盟した（からである）。附僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經冬十月公子遂如晉 葬晉襄公

④卿が埋葬に参列したのは、(晋の) 文公、襄公の制度である。(死後) 三箇月で葬ったのは、はやすぎる。

附注の前半については、昭公三十年の傳文に「先王之制

諸侯之喪 士弔 大夫送葬」とあるのを参照。また、同

三年の傳文に「昔文襄之霸也 其務不煩諸侯 令諸侯三

歲而聘 五歲而朝 有事而會 不協而盟 君薨 大夫弔

卿共葬事 夫人 士弔 大夫送葬(注 蓋時俗過制

故文襄雖節之 猶過於古)」とあるのを参照。

注の後半については、隱公元年の傳文に「諸侯五月」と

あるのを参照。

經晉殺其大夫陽處父

④處父は、任命を勝手にかえたため、國討にあたいするから、賈季が殺したとは言っていないのである。

附下の傳文に「書曰晉殺其大夫 侵官也」とある。なお、

七年の傳文「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非

其罪也」の疏に引く『釋例』に「若死者有罪 則不稱殺

者名氏 晉殺其大夫陽處父 是也」とあるのを参照。

經晉狐射姑出奔狄

④「射姑」は、狐偃の子の賈季である。「奔」の例は、宣公十年にある。

附注の前半については、『國語』晉語四「賈佗公族也 而

多識以恭敬」の章注に「賈佗 狐偃之子射姑 太師賈季也」とあるのを参照。

注の後半については、宣公十年の傳文に「凡諸侯之大夫

違(注 違 奔放也) 告於諸侯曰 某氏之守臣某 失守

宗廟 敢告 所有玉帛之使者則告 不然則否」とある。

經閏月不告月 猶朝于廟

④諸侯は、毎月必ず、朔を告げ政を聴き、それに因んで宗

廟に朝する(のがきまりである)。文公は、閏月が普通

の月ではないという理由で、はぶいて朔を告げず、政事

をおこたったのであり、廟に朝したとしても、朝さなかつたのと同じであるから、「猶」と言っているのである。

「猶」は、(上のことだけで) やめておくべきであった

(餘計である)、という表現である。

附注全般については、疏に引く『釋例』に「人君者 設官

分職 以爲民極 遠細事以全委任之責 縱諸下以盡知力

之用 摠成敗以效能否 執八柄以明誅賞 故自非機事

皆委心焉 誠信足以相感 事實盡而不擁 故受位居職者

思効忠善 日夜自進 而無所顧忌也 天下之細事無數

一日二日萬端 人君之明 有所不照 人君之力 有所

不堪 則不得不借問近習 有時而用之 如此 則六鄉六

遂之長 雖躬履此事 躬造此官 當皆移聽於內官 迴心於左右 政之糺亂 恒必由此 聖人知其不可 故簡其節 敬其事 因月朔朝廟 遷坐正位 會羣吏而聽大政 考其所行而決其煩疑 非徒議將然也 乃所以考已然 又惡其密聽之亂公也 故顯衆以斷之 是以上下交泰 官人以理 萬民以察 天下以治也 文公謂閏非常月 緣以闕禮 傳因所闕而明言典制 雖朝于廟 則如勿朝 故經稱猶朝于廟也 經稱告月 傳言告朔 明告月必以朔也 每月之朔 必朝于廟 因聽政事 事敬而禮成 故告以特羊 然則朝廟朝正告朔視朔 皆同日之事 所從言之異耳」とあるのを参照。

注の「猶者 可止之辭」については、僖公三十一年「猶三望」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團六年春晉蒐于夷 舍二軍

④僖公三十一年に、晉は、清原で蒐して、五軍を作ったが、今ここで、(そのうちの)二軍を廢して、三軍の制にもどしたのである。「夷」は、晉地である。前年に四卿が卒したから、蒐して、軍帥(の人選)をはかったのである。

附僖公二十七年の傳文に「於是乎蒐于被廬 作三軍 謀元帥」とあり、同三十一年の傳文に「秋晉蒐于清原 作五

軍以禦狄」とある。また、上の五年の傳文に「晉趙成子欒貞子霍伯臼季皆卒」とある。

團使狐射姑將中軍

④先且居に代わったのである。

附すぐ上の疏に「服虔云 使射姑代先且居 趙盾代趙衰也 箕鄭將上軍 林父佐也 先蔑將下軍 先都佐也」とあるのを参照。なお、二年の傳文に「先且居將中軍 趙衰佐之」とある。

團趙盾佐之

④趙衰に代わったのである。「盾」は、趙衰の子である。

附すぐ上の附を参照。また、『國語』晉語五「趙宣子言韓獻子於靈公 以爲司馬」の韋注に「宣子 晉正卿 趙衰之子宣孟盾也」とあるのを参照。

團陽處父至自溫

④前年、衛に聘し、(歸途)溫に立ち寄り、今ここで、ようやくもどったのである。

附五年の傳文に「晉陽處父聘于衛 反過甯 甯嬴從之 及溫而還」とある。

團改蒐于董 易中軍

④入れ易えて、趙盾を帥とし、射姑を佐としたのである。河東の汾陰縣に董亭がある。

附上の疏に「服虔云(中略)改蒐于董 趙盾將中軍 射姑

奔狄 先克代佐中軍耳」とあるのを参照。また、『續漢書』郡國志一に「河東郡（中略）臨汾 有董亭」とあるのを参照。

團陽子 成季之屬也

㊤ 處父は、かつて、趙衰の下屬の大夫であった。

附成公八年の傳文「成季之勳」の注に「成季 趙衰」とある。なお、『史記』趙世家に「晉襄公之六年 而趙衰卒

諡爲成季」とあるのを参照。

團故黨於趙氏 且謂趙盾能 曰 使能 國之利也 是以上

之 宣子於是乎始爲國政

㊤ 「宣」は、趙盾の諡（おくりな）である。

附成公八年の傳文「宣孟之忠」の注に「宣孟 趙盾」とある。なお、『史記』趙世家に「晉景公時而趙盾卒 諡爲宣孟」とあるのを参照。

團制事典

㊤ 「典」は、常である。

附十八年の傳文「慎徽五典 五典克從」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁にも「典 常也」とある。

團正法罪

㊤ 輕・重を順當にした。

團辟獄刑

㊤ 「辟」は、理（おさめる）と同じである。

附傳文の「刑獄」は、諸本に従って、「獄刑」に改める。

團董通逃

㊤ 「董」は、督（とりしまる）である。

附「書」大禹謨「董之用威」の僞孔傳に「董 督也」とあるのを参照。なお、桓公六年の傳文「隨人使少師董成」の注には「董 正也」とある。

團由質要

㊤ 「由」は、用である。「質要」は、券契（契約書）である。

附注の「由 用也」については、襄公三十年の傳文「不能由吾子」の注に、同文がみえる。なお、『詩』小雅（小弁）「君子無易由言」の鄭箋に「由 用也」とあるのを

参照。

注の「質要 券契也」については、『周禮』小宰に「以官府之八成經邦治（中略）四曰 聽稱責以傅別（中略）六曰 聽取予以書契 七曰 聽賣買以質劑 八曰 聽出入以要會」とあり、注に「鄭司農云（中略）稱責謂貸子

傅別謂券書也 聽訟責者 以券書決之 傅 傅著約束於文書 別 別爲兩 兩家各得一也（中略）書契 符書也 質劑謂市中平賈 今時月平是也 要會謂計最之簿書

月計曰要 歲計曰會（中略）玄謂（中略）傅別 謂爲大手書於一札 中字別之 書契 謂出予受入之凡要 凡

簿書之最目 獄訟之要辭 皆曰契 春秋傳曰 王叔氏不能舉其契 質劑 謂兩書一札 同而別之 長曰質 短曰劑 傅別質劑 皆今之券書也 事異異其名耳」とあるのを参照。なお、襄公十年の傳文に「使王叔氏與伯與合要

王叔氏不能舉其契」とある。

團治舊淹

㊦「治」は、理（おさめる）である。「淹」は、穢（よごれ）である。

團本秩禮

㊦貴・賤がその本（秩序）を失わないようにした。

團續常職

㊦すたれた官職を復活した。

附『論語』堯曰に「修廢官」とあるのを参照。

團出滯淹

㊦（かくれた）賢能を拔擢した。

附昭公十四年の傳文に「舉淹滯」とあり、注に「淹滯 有才德而未敘者」とある。なお、『論語』堯曰に「舉逸民」とあるのを参照。

團既成 以授大傅陽子與大師賈佗 使行諸晉國 以爲常法

㊦賈佗は、公族の身で文公に従い、（そのため）五人の中に数えられていない。

附『國語』晉語四に「晉公子亡 長幼矣 而好善不厭 父

事狐偃 師事趙衰 而長事賈佗（中略）賈佗 公族也 而多識以恭敬」とあるのを参照。また、僖公二十三年の傳文に「遂奔狄 從者 狐偃趙衰顛頡魏武子司空季子」とあるのを参照。また、昭公十三年の傳文に「我先君文

公（中略）生十七年 有士五人（注 狐偃趙衰顛頡魏武子司空季子五士從出）有先大夫子餘子犯以爲腹心（注

子餘 趙衰 子犯 狐偃）有魏犇賈佗以爲股肱（注 魏犇 魏武子也 稱五人而說四士 賈佗又不本數 蓋叔

向所賢）」とあるのを参照。

團臧文仲以陳衛之睦也 欲求好於陳 夏季文子聘于陳 且

娶焉

㊦臣は、君命でなければ、竟を越えることが出来ないから、聘にかこつけて、自分のために娶ったのである。

附莊公二十七年の傳文に「卿非君命不越竟」とあるのを参照。

團秦伯任好卒

㊦「任好」は、秦の穆公の名である。

附『史記』秦本紀に「繆公任好元年」とあるのを参照。

團以子車氏之三子奄息仲行鍼虎爲殉

㊦「子車」は、秦の大夫の氏である。人に埋葬のお供をさ

せるのを「殉」という。

附『詩』秦風〈黃鳥〉の序に「以人從死」とあり、その疏に「服虔云 子車 秦大夫氏也 殺人以葬 璇環其左右 曰殉」とあるのを参照。また、『史記』秦本紀に「初以人從死」とあるのを参照。なお、昭公十三年の傳文に「夏五月癸亥王綏于芋尹申亥氏 申亥以其二女殉而葬之」とある。

團皆秦之良也 國人哀之 爲之賦黃鳥

㊦「黃鳥」は、『詩』の秦風である。黃鳥が棘や桑にとまけるのは、往ったり來たりして、しかるべき居場所を見つけないからである、という點に意義を取り、三人の賢良がそうではないことを傷んだのである。

附『詩』秦風〈黃鳥〉の第一章に「交交黃鳥 止于棘」とあり、毛傳に「興也 交交 小貌 黃鳥以時往來得其所 人以壽命終亦得其所」とあり、鄭箋に「黃鳥止于棘

以求安已也 此棘若不安則移 興者 喻臣之事君亦然 今穆公使臣從死 刺其不得黃鳥止于棘之本意」とあるのを参照。また、第二章に「交交黃鳥 止于桑」とあるのを参照。

團君子曰 秦穆之不爲盟主也宜哉 死而弃民 先王遠世

猶詒之法 而況奪之善人乎 詩曰 人之云亡 邦國殄瘁 ㊦「詩」は、大雅（瞻卬）である。善人がなくなれば、國

は病みつかれる、ということである。

附毛傳に「殄 盡 瘁 病也」とあるのを参照。なお、襄公二十六年の傳文に同じ詩句がみえ、その注には「殄 盡也 瘁 病也」とある。

團無善人之謂 若之何奪之 古之王者知命之不長 是以並建聖哲

㊦すぐれた人物をたてて、民を管理させた。

附襄公十四年の傳文に「天生民而立之君 使司牧之 勿使失性」とある。

團樹之風聲

㊦土地の風俗にしたがって、彼らのために聲教（教化）の法を立てた。

團分之采物

㊦旌旗や衣服を分與するのに、それぞれ、等差があった。

團著之話言

㊦「話」は、善である。彼らのために善言・遺戒を作ったのである。

附注の「話 善也」については、十八年の傳文「不知話言」の注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅〈板〉「出話不然」の毛傳に「話 善言也」とあり、また、同〈抑〉「告之話言」の毛傳に「話言 古之善言也」とあるのを参照。

團爲之律度

④鍾律・度量は、麻を治め時を明らかにするためのものである。

附『易』革卦の象傳に「君子以治麻明時」とあるのを参照。

ちなみに、元年の疏に引く『釋例』に「書所謂 欽若昊天 麻象日月星辰 易所謂 治麻明時 言當順天以求合

非苟合以驗天者也」とある。

なお、疏に「服虔云 鳧氏爲鐘 各自計律 倍而半之

黃鐘之管 長九寸 則黃鐘之鐘 長二尺二寸半 餘鐘亦各自計律 倍而半之」とある。

傳陳之藝極

④「藝」は準であり、「極」は中である。(つまり、「藝極」とは) 貢獻の多少に關する法である。傳に「貢に藝がない」とあり、また、「貢獻に極がない」とある(昭公十三年)。

附注の「藝 準也」については、昭公十三年の傳文「貢之無藝」の注に「藝 法制」とあり、同十六年の傳文「而共無藝」の注に「藝 法也」とあり、同二十年の傳文「布常無藝」の注に「藝 法制也」とあるのを参照。なお、『國語』魯語上「貪無藝也」及び同晉語八「貪慾無藝」の章注には「藝 極也」とある。

注の「極 中也」については、十年の傳文「以謹罔極」等の注に、同文がみえる。なお、『詩』衛風〈氓〉「土也

罔極」の毛傳に「極 中也」とあり、同大雅〈民勞〉「以謹罔極」の鄭箋に「極 中也」とあるのを参照。

傳引之表儀

④「引」は、道(みちびく)である。「表儀」は、威儀と同じである。

附下の傳文に「道之禮則」とある。

傳予之法制 告之訓典

④「訓典」は、先王の書である。

附『國語』楚語上「教之訓典」の章注に「訓典 五帝之書」とあるのを参照。

傳教之防利

④(「防利」とは) 惡を防ぎ、利を興(こ)す、ということである。

附異説として、『會箋』に「防利猶幅利也 襄廿八年云

夫民生厚而用利 於是乎正德以幅之 使無黜慢 謂之幅利 吾不敢貪多 所謂幅也 如杜解 不爲辭矣」とある。

傳委之常秩

④「委」は、任である。「常秩」は、官司の常職(きまつた職務)である。

附注の「委 任也」については、成公二年の傳文「王使委於三吏」の注に「委 屬也」とあるのを参照。

注の「常秩 官司之常職」については、上の傳文に「續

常職」とある。

團道之禮則 使毋失其土宜 衆隸賴之 而後卽命

⑤「卽」は、就（つく）である。

附桓公元年の公羊傳文「如其意也」の何注に「卽者 就也」とあるのを参照。なお、『國語』越語下に「先人就世」とあり、韋注に「就世 終世也」とある。

なお、傳文の「道之以禮則」の「以」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

團聖王同之 今縱無法以遺後嗣 而又收其良以死 難以在上矣 君子是以知秦之不復東征也

⑥二度と、東方の諸侯を征討して霸主となることは出来な

團秋季文子將聘於晉 使求遭喪之禮以行

⑦「季文子」とは、季孫行父のことである。晉侯が病氣と聞いたからである。

附經に「秋季孫行父如晉」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「劉炫以爲 聘使之法 自須造遭喪之禮而行 防其未然也 非是聞晉侯有疾」とある。

團其人曰 將焉用之

⑧「其人」とは、從者である。

團文子曰 備豫不虞 古之善教也 求而無之 實難

⑨急にととのえるのは難かしい。

附異説として、『會箋』に「宋衛實難（隱六年）一字例也 非難卒得之謂」とある。

團過求 何害

⑩所謂「文子は三たび思った」ということである。

附『論語』公冶長に「季文子三思而後行」とある。

團八月乙亥晉襄公卒 靈公少 晉人以難故 欲立長君

⑪年少の君を立てると、難が生ずる恐れがあった。

附異説として、『史記』晉世家「晉人以難故」の（集解）に「服虔曰 晉國數有患難」とある。

團趙孟曰 立公子雍

⑫「趙孟」は、趙盾である。「公子雍」は、文公の子で、襄公の庶弟である。杜祁の（生んだ）子である。

團好善而長 先君愛之 且近於秦 秦 舊好也 置善則固 事長則順 立愛則孝 結舊則安 爲難故 故欲立長君

有此四德者 難必抒矣

⑬「抒」は、除である。

附異説として、疏に「服虔作紓 紓 緩也」とある。ちなみに、莊公三十年の傳文には「自毀其家以紓楚國之難」とあり、注に「紓 緩也」とある。

團賈季曰 不如立公子樂

㊦「樂」は、文公の子である。

團辰嬴嬖於二君

㊦「辰嬴」は、懷嬴である。「二君」とは、懷公と文公である。

附『史記』晉世家「辰嬴嬖於二君」の〈集解〉に「服虔曰

辰嬴 懷嬴也 二君 懷公文公」とあるのを参照。な

お、僖公二十三年の傳文に「秦伯納女五人 懷嬴與焉」

とあり、注に「懷嬴 子圉妻 子圉諡懷公 故號爲懷嬴」とある。

團立其子 民必安之 趙孟曰 辰嬴賤 班在九人

㊦「班」は、位である。

附『史記』晉世家「班在九人下」の〈集解〉に「服虔曰

班 次也」とあるのを参照。

團其子何震之有

㊦「震」は、威である。

附『史記』晉世家「其子何震之有」の〈集解〉に「賈逵曰

震 威也」とあるのを参照。なお、下の傳文に「無威」

とある。

團且爲二嬖 淫也 爲先君子 不能求大 而出在小國 辟

也 母淫子辟 無威 陳小而遠 無援 將何安焉 杜祁

以君故 讓偃婁而上之

㊦「杜祁」は、杜伯の後裔で、祁姓である。「偃婁」は、

婁姓の女である。(偃婁が)襄公を生み、(それが)世子となつたから、杜祁は、(位を偃婁に)讓つて、自分の上においたのである。

附襄公二十四年の傳文「在周爲唐杜氏」の注に「唐杜 二

國名 殷末豕韋國於唐 周成王滅唐遷之於杜 爲杜伯」とあるのを参照。なお、疏に「譜以偃爲國名」とある。

團以狄故 讓季隗而己次之 故班在四

㊦季隗は、文公が狄に身を寄せていた時の妻であるから、(季隗にも)また讓つたのである。とすれば、杜祁の本

來の位次は、二番目である。

附僖公二十三年の傳文に「遂奔狄(中略)狄人伐廬咎如

獲其二女叔隗季隗 納諸公子 公子取季隗」とある。

團先君是以愛其子 而仕諸秦 爲亞卿焉

㊦「亞」は、次である。賢であるから位が尊い、ということである。

附注の「亞 次也」については、襄公十九年の傳文「圭嬖

之班亞宋子」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋

言にも「亞 次也」とある。

團秦大而近 足以爲援 母義子愛 足以威民 立之 不亦

可乎 使先蔑士會如秦逆公子雍

㊦「先蔑」は、士伯である。「士會」は、隨季である。

附七年の傳文「士會在秦三年 不見士伯」の注に「士伯

先蔑」とあるのを参照。また、僖公二十八年の傳文「士會攝右」の注に「士會 隨武子 士蔦之孫」とあるのを参照。

㊦ 賈季亦使召公子樂于陳 趙孟使殺諸鄆

㊧ 「鄆」は、晉地である。

㊨ 襄公二十三年の傳文「戍鄆部」の注に「取晉邑而守之」とあるのを参照。

㊩ 賈季怨陽子之易其班也

㊪ 本來、中軍の帥であったのを、入れ易えて、佐としたのである。

㊫ 上の傳文に「春晉蒐于夷 舍二軍 使狐射姑將中軍 趙盾佐之 陽處父至自溫 改蒐于董 易中軍」とあり、注に「易以趙盾爲帥 射姑佐之」とある。

㊬ 而不知其無援於晉也

㊭ 身内は少なく、怨む者は多かった。

㊮ 九月賈季使續鞠居殺陽處父

㊯ 「鞠居」は、狐氏の一族である。

㊰ 二年の傳文に「狐鞠居爲右」とあり、注に「鞠居 續簡伯」とある。また、上の經「晉狐射姑出奔狄」の注に「射姑 狐偃子 賈季也」とある。

㊱ 書曰晉殺其大夫 侵官也

㊲ 君が一度、帥に任命したものを、處父が（勝手に）入れ

易えたから、「侵官」と言っているのである。

㊳ 冬十月襄仲如晉葬襄公

㊴ 十一月丙寅晉殺續簡伯

㊵ 「簡伯」は、（上の）續鞠居である。十一月ならば、丙寅（の日）はない。丙寅ならば、十二月八日である。日か月か（のどちらか）が誤っているに違いない。

㊶ 賈季奔狄 宣子使與駢送其帑

㊷ 「帑」は、妻子である。賈季は、中軍の佐であり、（中軍の帥である）宣子にとって、（自分と）同官だった、からである。

㊸ 上の前半については、『國語』晉語二「以其孥適西山」の章注に「孥 妻子也」とあり、同鄭語「寄孥與賄焉」の章注に「妻子曰孥」とあるのを参照。また、『詩』小雅〈常棣〉「樂爾妻帑」の毛傳に「帑 子也」とあるのを参照。なお、『玉燭寶典』正月孟春の項に「賈逵注云 子孫曰孥」とある。

注の後半については、上の傳文に「春晉蒐于夷 舍二軍 使狐射姑將中軍 趙盾佐之 陽處父至自溫 改蒐于董 易中軍」とあり、注に「易以趙盾爲帥 射姑佐之」とある。

團夷之蒐 賈季戮與駢 與駢之人欲盡殺賈氏以報焉 與駢
 曰 不可 吾聞前志有之曰 敵惠敵怨 不在後嗣 忠之
 道也

㊤ 「敵」は、對（むくいる）と同じである。もし（本人で
 はなく）子孫に及ぼせば、返報ではないということにな
 り、返報でなければ、怒りを遷した（やつあたりした）
 ということになる。

附注の「遷怒」については、『論語』雍也に「有顔回者
 好學 不遷怒 不貳過」とあるのを参照。なお、莊公四
 年の公羊傳文「此非怒與」の何注に「怒 遷怒 齊人語
 也 此非怒其先祖 遷之于子孫與」とあるのも参照。

團夫子禮於賈季 我以其寵報私怨 無乃不可乎

㊦ 自分達は宣子から特別な地位を頂戴している、というこ
 とである。

團介人之寵 非勇也

㊧ 「介」は、因である。

附僖公七年の傳文「而求介於大國以弱其國」等の注に、同
 文がみえる。なお、その附を参照。

團損怨益仇 非知也

㊨ 賈季の一家を殺して、（自分達の）怨みを除こうとすれ
 ば、（今度は）宣子の方が自分達を怨むだろうから、「仇
 を益す」ことになる。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「中井積徳云 仇

賈季也 言殺帑雖損我之怨 而賈季之仇我 則益深 衡
 案 下文云 釋此三者 何以事夫子 則仇非謂宣子怨己

也 杜謂賈季之外 別益一仇 故爲宣子怨己 不知益與
 損對言 唯殺賈季之帑 而不能殺賈季 我怨雖損 而未
 全除焉 而賈季之仇我益甚 故云 損怨益仇 非謂賈季
 之外 別益一仇也 履軒得之」とある。

團以私害公 非忠也 釋此三者 何以事夫子 盡具其帑與

其器用財賄 親帥扞之 送致諸竟

㊩ 「扞」は、衛（まもる）である。

附桓公十二年の傳文「請無扞采樵者以誘之」の注に、同文
 がみえる。

團閏月不告朔 非禮也

㊪ 經が「告月」と稱しているのに對して、傳が「告朔」と
 稱しているのは、月を告げるには必ず朔日をもってする、
 ということを明らかにしたのである。

附經の疏に引く『釋例』にも「經稱告月 傳言告朔 明告
 月必以朔也」とある。

團閏以正時

㊫ 四時にずれが生じてくれば、閏月をおいて補正する。
 團時以作事

㊦時にしたがって（農）事を命ずる。

傳事以厚生

㊧（農）事が時をまちがえなければ、みのりが豊かになる。
 傳生民之道於是乎在矣 不告閏朔 弃時政也 何以爲民

〔文公七年〕

經七年春公伐邾

經三月甲戌取須句

㊨「須句」は、魯の封内の屬國である。僖公がその君をもどした後、邾が再び滅していたのである。「取」と書いているのは、容易だったからである。例は、襄公十三年にある。

附注の前半については、僖公二十一年の傳文に「邾人滅須句・須句子來奔」とあり、同二十二年の傳文に「春伐邾取須句 反其君焉」とある。また、僖公二十二年「春伐邾取須句」の注に「須句雖別國 而削弱 不能自通 爲魯私屬 若顛臾之比」とある。

注の後半については、襄公十三年の傳文に「凡書取 言易也」とある。

經遂城郟

㊩傳はない。邾を伐った師をつかって、郟に城いたのであ

る。「郟」は、魯の邑である。卞縣の南部に郟城がある。邾の攻撃に備えたのである。

附『續漢書』郡國志二に「魯國（中略）卞（中略）有郟鄉城」とあるのを参照。

經夏四月宋公王臣卒

㊪（名を書いているのは）二年に魯の大夫と垂隴で盟った（からである）。

附二年に「夏六月公孫敖會宋公陳侯鄭伯晉士穀盟于垂隴」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經宋人殺其大夫

㊫宋人が昭公を攻めた際、あわせて（どさくさまぎれに）二大夫を殺したから、（二大夫には）罪がないとして書いたのである。

附下の傳文に「穆襄之族率國人以攻公 殺公孫固公孫鄭于公官（注 二子在公官 故爲亂兵所殺）」とあり、また、「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とある。

經戊子晉人及秦人戰于令狐

㊦ 趙盾は、嫡を廢して、國外に君を求めたから、貶して、「人」と稱しているのである。晋は、先蔑に背いて、夜間（ひそか）に秦の師に迫った、ことを諱み、戦として赴告してきたのである。

附注の前半については、下の傳文に「舍適嗣不立 而外求君」とある。なお、六年の傳文に「八月乙亥晋襄公卒 靈公少 晋人以難故 欲立長君 趙孟曰 立公子雍（中略）使先蔑士會如秦逆公子雍」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「乃背先蔑而立靈公以禦秦師（中略）潜師夜起」とある。なお、莊公十一年の傳文「皆陳曰戰」の疏に引く『釋例』に「令狐之役 晋人潜師夜起 而書戰者 晋諱背其前意而夜薄秦師 以戰告也」とあるのを参照。

經 晋先蔑奔秦

㊦ 「出」と言っていないのは、（國）外にいて（そこを起點に）奔ったからである。

附下の傳文に「戊子敗秦師于令狐 至于刳首 己丑先蔑奔秦 士會從之」とあり、注に「從刳首去也」とある。なお、公羊傳文に「何以不言出 遂在外也」とあり、何注に「起其生事成於竟外 從竟外去」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「不言出 在外也」とあるのを参照。

經 狄侵我西鄙

經 秋八月公會諸侯晋大夫盟于扈

㊦ 「扈」は、鄭地である。熒陽の卷縣の西北部に扈亭がある。會した人を別々には書かず、まとめて「諸侯晋大夫盟」と言っているのは、公が會におくれて、盟にくわわった、からである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）卷（中略）有扈城亭」とあるのを参照。なお、莊公二十三年「十有二月甲寅公會齊侯盟于扈」の注にも「扈 鄭地 在熒陽卷縣西北」とある。

注の後半については、下の傳文に「秋八月齊侯宋公衛侯陳侯鄭伯許男曹伯會晉趙盾盟于扈 晋侯立故也 公後至 故不書所會 凡會諸侯 不書所會 後也（注 不書所會 謂不具列公侯及卿大夫 後至 不書其國 辟不敏也）」とある。なお、注の「分其盟」の「分」は、按勘記に従って、「及」に改める。

經 冬徐伐莒

㊦ 將師を書いていないのは、徐は夷狄であるため、赴告の言葉が簡略だった、からである。

經公孫敖如莒蒞盟

㊦七年春公伐邾 閭晉難也

㊦公は、霸國〔晉〕に内紛が生じたすきに乘じて、小國を侵略したのである。

㊦三月甲戌取須句 寘文公子焉 非禮也

㊦邾の文公の子が、國に叛いて魯に亡命していたから、公は（彼を）須句を守る大夫にしたのである。（つまり）

大陣の祭祀を絶つて（須句をとりつぶして）、邾國の叛臣に與えたから、「非禮」と言っているのである。

㊦僖公二十一年の傳文に「任宿須句顛與 風姓也 實司大陣與有濟之祀」とあるのを参照。

㊦夏四月宋成公卒 於是公子成爲右師

㊦莊公の子である。

㊦公孫友爲左師

㊦目夷の子である。

㊦樂豫爲司馬

㊦戴公の女孫である。

㊦疏に引く『世本』に「戴公生樂甫術 術生碩甫澤 澤生

季甫 甫生子僕伊與樂豫」とある。

㊦麟臞爲司徒

㊦桓公の孫である。

㊦疏に引く『世本』に「桓公生公麟 麟生東鄉臞」とある。

㊦公子蕩爲司城

㊦桓公の子である。武公の名であったため、「司空」をやめて、「司城」としたのである。

㊦桓公六年の傳文に「宋以武公廢司空」とあり、注に「武公名司空 廢爲司城」とあるのを参照。

㊦華御事爲司寇

㊦華元の父である。傳は、六卿がみな公族なのに、昭公は彼らを親任せず、そのため、亂を招いた、ということを書っているのである。

㊦十六年の傳文「於是華元爲右師」の疏に引く『世本』に

「華督生世子家 家生華孫御事 事生華元右師」とあるのを参照。

㊦昭公將去羣公子 樂豫曰 不可 公族 公室之枝葉也

若去之 則本根無所庇陰矣 葛藟猶能庇其本根

㊦葛（くず）がよく藟蔓して（つるをのばしてまつわり）

盛んにしげるのは、本根と枝葉とが、（互いに）おおいおおわれることが多い、からである。

㊦異説として、安井衡『左傳輯釋』に「詩穆木 葛藟纍之

王風 綿綿葛藟 鄭箋皆云 葛也藟也（中略）是葛藟

分明二草之名 杜訓蠹爲蠹 非也」とある。

團故君子以爲比

④ 詩人が、これを取って、九族・兄弟を喩えている、ことをいう。

附『詩』王風〈葛藟〉の序に「葛藟 王族刺平王也 周室

道衰 棄其九族焉」とあるのを参照。

團況國君乎 此諺所謂庇焉而縱尋斧焉者也

⑤ 「縦」は、放（ほしいます）である。

附『國語』楚語下「夫民氣縦則底」の韋注に「縦 放也」

とあるのを参照。

團必不可 君其圖之 親之以德 皆股肱也 誰敢攜貳 若

之何去之 不聽 穆襄之族率國人以攻公

⑥ 穆公・襄公の子孫で、昭公が除こうとしていた者たちである。

ある。

附上の傳文に「昭公將去羣公子」とある。

團殺公孫固公孫鄭于公宮

⑦ 二子は、（たまたま）公宮にいたため、反亂兵に殺され

たのである。

團六卿和公室 樂豫舍司馬以讓公子印

⑧ 「印」は、昭公の弟である。

團昭公即位而葬 書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言

非其罪也

⑨ 殺した者及び死んだ者（殺された者）の名を稱していないのは、殺した者が多かったため、名がわからないから

であり、（また）死んだ者に罪がなければ、例として名を稱さないからである。

團疏に引く『釋例』に「大臣相殺 死者無罪 則兩稱名氏

以示殺者之罪 王札子殺召伯毛伯 是也 若死者有罪

則不稱殺者名氏 晉殺其大夫陽處父 是也 若爲賊者

衆 因亂而殺 則亦稱國人 殺者主名不分故也 主名不

分 死者雖名氏可知 亦隨而去之 嫌於罪死者也 士殺

大夫 則書曰盜 盜殺鄭公子駢公子發公孫輒 是也」と

あるのを参照。

團秦康公送公子雍于晉 曰 文公之入也無衛 故有呂卻之

難

⑩ 僖公二十四年に文公が入國した際である。

團僖公二十四年の傳文に「呂卻畏備 將焚公宮而弑晉侯」

とある。

團乃多與之徒衛 穆嬴曰抱太子以啼于朝 曰 先君何罪

其詞亦何罪 舍適嗣不立 而外求君 將焉寘此

⑪ 「穆嬴」は、襄公の夫人で、靈公の母である。

附『史記』晉世家「將安置此」の〈集解〉に「服虔曰 此

太子」とある。

團出朝 則抱以適趙氏 頓首於宣子 曰 先君奉此子也而屬諸子 曰 此子也才 吾受子之賜 不才 吾唯子之怨

④宣子に大子を教育させようとしたのである。

團十八年の傳文に「顓頊氏有不才子 不可教訓」とあるのを参照。なお、『史記』晉世家「不材 吾怨子」の〈集解〉に「王肅曰 怨其教導不至也」とあるのも参照。

團今君雖終 言猶在耳

⑤宣子の耳に残っている（はず）、ということである。

團而弃之 若何 宣子與諸大夫皆患穆嬴 且畏偪

⑥國人が大義によって自分達を攻撃してくるのを畏れたのである。

團乃背先蔑而立靈公 以禦秦師 箕鄭居守 趙盾將中軍

先克佐之

⑦「克」は、先且居の子である。狐射姑に代わったのである。

團六年の傳文に「春晉蒐于夷 舍二軍 使狐射姑將中軍

趙盾佐之 陽處父至自溫 改蒐于董 易中軍」とあり、

注に「易以趙盾爲帥 射姑佐之」とある。

團荀林父佐上軍

⑧箕鄭が上軍の將であったが、留守をまもったから、佐だけが行ったのである。

團上の傳文に「箕鄭居守」とある。

團先蔑將下軍 先都佐之 步招御戎 戎津爲右 及董陰

⑨先蔑と士會は、公子雍を迎えに行ったが、ひとあし先に晋にもどっていたのである。晋人は、始め、雍を迎えるために軍を出し、（途中で）急に計畫を變更して、靈公を立てたから、（雍のための）車右と御者が、依然として職務についていた（軍に従っていた）のである。「董陰」は、晋地である。

團注の前半については、六年の傳文に「使先蔑士會如秦逆公子雍」とある。

注の後半については、異説として、『會箋』に「上文云 乃背先蔑而立靈公 以禦秦師 下云 箕鄭居守 趙盾將中軍云云 分明以禦秦出軍也 杜云 晋人始以逆雍出軍 卒然變計立靈公 故車右戎御猶在職 蓋右御是君之右御 今皆從行 似擬爲雍之右御 故有此說 然傳不言出軍於立靈公之前 則未嘗出迎雍之軍也 既立靈公出軍 以禦秦 則雖靈公在抱不行 靈公戎車亦行 故右御皆從行也 況有雖君不行右御猶行者 十二年河曲之戰 晋君不行 而范無恤御戎 成二年楚令尹子重爲楊橘之役 王卒盡行 彭名御戎 蓋王卒盡行 則王戎車亦行也 何以靈公不行而疑不爲靈公之右御乎」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「此御戎與車右 蓋中軍帥之御與右 閔二年傳云 狐突御戎 先友爲右 此大子申生代公將上

軍之御右 又云 梁餘子養御罕夷 先丹木爲右 則罕夷爲下軍將 梁餘子養先丹木爲其御右 僖八年傳云 晉里克帥師 梁由靡御 虢射爲右 此里克之御右 文十一年傳云 侯叔夏御莊叔 絳虜甥爲右 此叔孫得臣之御右

十二年傳云 趙盾將中軍 范無恤御戎 此趙盾之御 則書御右 不_レ必國君自將也 杜注誤以爲凡書御與右 皆國君之御右 因謂 晉人始以逆雍出軍 卒然變計立靈公 故車右戎御猶在職 不知傳明言 背先蔑而立靈公 以禦

秦師 則是先立靈公後出師 而出師專爲禦秦 非卒然變計 則此御右非晉君之御右可知」とある。

團宣子曰 我若受秦 秦則實也 不受 寇也 既不受矣 而復緩師 秦將生心 先人有奪人之心

⑤ 敵の戰意を奪う、ということである。

團軍之善謀也 逐寇如追逃 軍之善政也 訓卒利兵 秣馬 蓐食 潛師夜起

⑥ 「蓐食」とは、早く〔夜中に〕寢蓐（ねどこ）で朝食をすませたのである。

附『史記』淮陰侯傳「乃晨炊蓐食」の〈集解〉に「張晏曰 未起而牀蓐中食」とあるのを参照。なお、異説として、王引之『經義述聞』に「訓卒利兵秣馬 非寢之時矣 亭長妻晨炊 則固已起矣 而云早食於寢蓐 云未起而牀蓐中食 義無取也 方言曰 蓐 厚也 食之豐厚於常 因

謂之蓐食 訓卒利兵秣馬蓐食者 商子兵守篇曰 壯男之軍 使盛食厲兵 陳而待敵 壯女之軍 使盛食負壘 陳而待令 是其類也 兩軍相攻 或竟日未已 故必厚食 乃不飢」とある。

團戊子敗秦師于令狐 至于刳首 己丑先蔑奔秦 士會從之 ⑦ 刳首からたち去った（刳首を起點に奔った）のである。 「令狐」は、河東にあった。刳首と近接していたはずである。

附經の注に「不言出 在外奔」とある。なお、『水經注』涑水に「闕駟曰 令狐卽猗氏也 刳首在西三十里」とあるのを参照。

團先蔑之使也 荀林父止之曰 夫人太子猶在 而外求君

此必不行 子以疾辭若何 不然將及

⑧ 禍害が自分に及ぶ、ということである。

團攝卿以往可也 何必子 同官爲寮 吾嘗同寮 敢不盡心 乎 弗聽 爲賦板之三章

⑨ 「板」は、『詩』の大雅である。その第三章（を賦したの）は、「草刈りや薪取りの言葉ですら、なおゆるがせに出来ないのに、まして同寮なら、なおさらである」という點に意義を取ったのである。（「同寮」と言っているのは）僖公二十八年に、林父が中行の將となり、先蔑が左行の將となった（からである）。

附『詩』大雅〈板〉の第三章に「我雖異事 及爾同寮 我

卽爾謀 聽我黜黜 我言維服 勿以爲笑 先民有言 詢

于芻蕘」とあり、鄭箋に「有疑事 當與新采者謀之 匹

夫匹婦 或知及之 況於我乎」とある。

團又弗聽 及亡 荀伯盡送其帑及其器用財賄於秦 曰 爲

同寮故也

㊦「荀伯」とは、林父のことである。

團士會在秦三年 不見士伯

㊦「士伯」とは、先蔑のことである。

附六年の傳文「使先蔑士會如秦逆公子雍」の注に「先蔑

士伯也」とあるのを參照。

團其人曰 能亡人於國

㊦人と一緒に晉國から亡命できた、ということである。

團不能見於此 焉用之

㊦なぜこのようにするのか。

團士季曰 吾與之同罪

㊦ともに、公子雍を迎えようとした罪がある。

團非義之也 將何見焉

㊦自分は、先蔑の義を慕って同行したわけではない、とい

うことである。

團及歸 遂不見

㊦先蔑が、正卿の身でありながら、諫めなかった、ことを

責め、かつ、ともに出奔したため、仲間と見られるのを
きらったのである。士會の歸國は、十三年にある。

團狄侵我西鄙 公使告于晉 趙宣子使因賈季問鄆舒 且讓

之

㊦「鄆舒」は、狄の相である。魯を伐ったことを責めたの
である。

附宣公十五年の傳文に「潞子嬰兒之夫人 晉景公之姊也

鄆舒爲政而殺之 又傷潞子之目」とあり、注に「鄆舒

潞相」とあるのを參照。

團鄆舒問於賈季曰 趙衰趙盾孰賢 對曰 趙衰 冬日之日

也 趙盾 夏日之日也

㊦冬の太陽はおだやかで、夏の太陽ははげしい。

團秋八月齊侯宋公衛侯陳侯鄭伯許男曹伯會晉趙盾盟于扈

晉侯立故也 公後至 故不書所會 凡會諸侯 不書所會

後也

㊦「不書所會」とは、公侯及び卿大夫をいちいち列挙しな

いことをいう。

附經の注に「不分別書會人 摠言諸侯晉大夫盟者 公後會

而及其盟」とある。

なお、按勘記に従って、傳文の「衛侯」の下に、「陳侯」

を補う。

團後至 不書其國 辟不敏也

㊦ この傳は、更に、凡例の意味をとりわけて釋したのである。

團穆伯娶于莒 曰戴己 生文伯 其娣聲己生惠叔

㊦ 「穆伯」は、公孫敖である。「文伯」は、穀であり、「惠叔」は、難である。

附元年の傳文に「春王使內史叔服來會葬 公孫敖聞其能相

人也 見其二子焉 叔服曰 穀也食子 難也收子」とあり、注に「穀 文伯 難 惠叔」とあるのを参照。なお、元年の傳文「穆伯如齊 始聘焉 禮也」の注にも「穆伯 公孫敖」とある。

團戴己卒 又聘于莒 莒人以聲己辭 則爲襄仲聘焉

㊦ 「襄仲」は、公孫敖の従父昆弟（いとこ）である。

團冬徐伐莒 莒人來請盟

㊦ 伐たれたから、援助の約束を結ぼうとしたのである。

團穆伯如莒蒞盟 且爲仲逆 及鄆陵 登城見之 美

㊦ 「鄆陵」は、莒の邑である。

團自爲娶之 仲請攻之 公將許之 叔仲惠伯諫

㊦ 「惠伯」は、叔牙の孫である。

附「禮記」檀弓下「叔仲皮學子柳」の疏に引く『世本』に

「桓公生僖叔牙 叔牙生武仲休 休生惠伯彭 彭生皮 爲叔仲氏」とあるのを参照。

團曰 臣聞之 兵作於内爲亂 於外爲寇 寇猶及人 亂自及也 今臣作亂而君不禁 以啓寇讎 若之何 公止之 惠伯成之

㊦ 二子を和解させたのである。

附隱公六年の傳文「往歲鄭伯請成于陳」の注に「成猶平也」とあるのを参照。

團使仲舍之

㊦ あきらめて娶らなかつたのである。

團公孫敖反之

㊦ 莒の女をかえしたのである。

團復爲兄弟如初 從之

㊦ 明年の、公孫敖が莒に奔ったこと、のために傳したのである。

附八年に「公孫敖如京師 不至而復 丙戌奔莒」とある。

團晉卻缺言於趙宣子曰 日衛不睦 故取其地

㊦ 「日」は、往日である。衛の地を取ったことは、元年にある。

附『國語』晉語四「日吾來此也」の章注に「日 往日」と

あるのを参照。また、同吳語「日臣嘗卜於天」の章注に「日 昔日」とあるのを参照。なお、元年の傳文に「晉文公之季年 諸侯朝晉 衛成公不朝（中略）先且居胥臣 伐衛 五月辛酉朔晉師圍戚 六月戊戌取之」とある。

㊦今已睦矣 可以歸之 叛而不討 何以示威 服而不柔 何以示懷

㊧「柔」は、安である（『爾雅』釋詁）。

㊨非威非懷 何以示威 無德 何以主盟 子爲正卿 以主諸侯 而不務德 將若之何 夏書曰

㊩逸書である。

㊪附註公八年の傳文「夏書曰 臯陶邁種德」の注に「夏書逸書也」とあるのを参照。なお、その附も参照。

㊫戒之用休

㊬休んでいれば、休まないように戒めるのである。

㊭異説として、『會箋』に「休 慶也 人有賢行 從而褒

旌之 使其滋益競勸不怠 是以休戒之也 休與威對 並

在我而言 所謂威惠並行也 不當以休屬於彼 杜以休息解 誤矣」とある。

㊮董之用威

㊯「董」は、督（ただす）である。罪があれば、威刑によつてただすのである。

㊰附注の「董 督也」については、昭公十三年の傳文「董之

以武師」の注に、同文がみえる。なお、桓公六年の傳文「隨人使少師董成」の注に「董 正也」とあるのを参照。

㊱團勸之以九歌 勿使壞

㊲附安并衛『左傳輯釋』に「夏書止此 下乃卻缺釋書之辭 撰僞書者 并采之 又顛倒其文 入之大禹謨中」とある。

㊳九功之德皆可歌也 謂之九歌 六府三事 謂之九功 水火金木土穀 謂之六府 正德利用厚生 謂之三事 義而

行之 謂之德禮

㊴「德」とは、（上の）「正徳」である。「禮」とは、それ

によつて、費用に無駄をなくし、また、人民の生活を豊かにするのである（つまり、上の「利用」と「厚生」である）。

㊵附註公二十三年の傳文に「制財用之節」とある。なお、成

公十六年の傳文に「用利而事節」とあるのを参照。

㊶無禮不樂 所由叛也 若吾子之徳 莫可歌也 其誰來之

㊷「來」は、歸と同じである。

㊸蓋使睦者歌吾子乎 宣子説之

㊹明年の、晉が鄭・衛の田を（衛に）かえしたことを、ために本を張ったのである。

㊺八年の傳文に「春晉侯使解揚歸匡戚之田于衛」とあり、注に「匡 本衛邑 中屬鄭 孔達伐不能克 今晉令鄭還

衛」とある。

〔文公八年〕

經八年春王正月

經夏四月

經秋八月戊申天王崩

經冬十月壬午公子遂會晉趙盾盟于衡雍

⑤ 「壬午」は、月の五日である。

經乙酉公子遂會雒戎盟于暴

⑥ 「乙酉」は、月の八日である。「暴」は、鄭地である。

公子遂は、命を受けずに盟ったため、(本来なら)族(氏)をとり去るべきであるが、國の患難を除いたことをほめるから、(特別に)「公子」と稱して(族を稱して)、貴んでいるのである。

附疏に引く『釋例』に「人臣受命不受辭 出竟有可以利社稷者 專之可也 故襄仲始盟趙盾 遂盟伊洛之戎 四日之間 經再書公子 不可以遂事常辭顯之也」とあるのを参照。なお、下の傳文に「書曰公子遂 珍之也」とあり、注に「珍 貴也」とある。

經公孫敖如京師 不至而復 丙戌奔莒

⑦ 「出」と言っていないのは、(いったん)命を受けて(國外)出、(國)外を起點に奔った、からである。

附公羊傳文に「何以不言出 遂在外也」とあるのを参照。

經蝻

⑧ 傳はない。災害をもたらしたから、書いたのである。

附莊公二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを参照。

經宋人殺其大夫司馬 宋司城來奔

⑨ 司馬は、死んでも節をはなさず、司城は、身一つになつて退いたから、いづれもみな、官を書いて名をいわず、貴んでいるのである。

附下の傳文に「司馬握節以死 故書以官 司城蕩意諸來奔 效節於府人而出(中略)亦書以官 皆貴之也」とある。なお、襄公二十六年の傳文に「臣之祿 君實有之 義則進 否則奉身而退」とあるのを参照。

團八年春晉侯使解揚歸匡戚之田于衛

⑩ 「匡」は、本来、衛の邑であったが、途中から鄭に屬し

ていた。孔達が伐つても、とりもどせなかったのを、今ここで、晋が鄭に命じて衛に返還させたのである。(孔達が伐つたこと)及び(晋が)戚の田を取ったことは、いづれもみな、元年にみえる。

附元年の傳文に「晋文公之季年 諸侯朝晋 衛成公不朝 使孔達侵鄭 伐縣訾及匡」とあり、また、「先且居胥臣 伐衛 五月辛酉朔晋師圍戚 六月戊戌取之」とある。なお、『史記』晋世家「乃使解揚給爲救宋」の〈集解〉に「服虔曰 解揚 晋大夫」とある。

團且復致公壻池之封 自申至于虎牢之竟

㊤「公壻池」は、晋君の女壻である。さらに衛の地を取つて、(そこに)この人を封じていたのを、今ここで、あわせて衛にかえしたのである。「申」は、鄭地である。傳は、趙盾がよく幼主を助けて諸侯と盟つた事情を言っているのである。

附異説として、疏に「服虔以爲致之于鄭」とある。

團夏秦人伐晋取武城 以報令狐之役

㊤「令狐の役」は、七年にある。

附七年に「戊子晋人及秦人戰于令狐」とある。

團秋襄王崩

㊤公孫敖が周に弔問に行ったことのために傳したのである。

附下の傳文に「穆伯如周弔喪」とある。

團晋人以扈之盟來討

㊤前年に扈で盟つたとき、公が遅れて到着した(からである)。

附七年の傳文に「秋八月齊侯宋公衛侯陳侯鄭伯許男曹伯會 晋趙盾盟于扈 晋侯立故也 公後至 故不書所會」とある。

團冬襄仲會晋趙孟盟于衡雍 報扈之盟也 遂會伊雒之戎

㊤伊洛の戎が(今にも)魯を伐とうとしており、公子遂は、君に伺いを立てているひまがなかったから、獨斷でこれと盟つたのである。

團書曰公子遂 珍之也

㊤「珍」は、貴である。大夫は、竟を出て、社稷を安んじ國家を利用することが出来る場合なら、獨斷で事をひきおこしてもかまわない(莊公十九年公羊傳文)。

附注の「大夫出竟云云」については、莊公十九年「秋公子結陳人之婦于鄆 遂及齊侯宋公盟」の注に、同文がみえる。

團穆伯如周甲喪 不至 以幣奔莒 從己氏焉

㊦「己氏」は、莒の女である。

附七年の傳文に「穆伯娶于莒 曰戴己 生文伯 其娣聲己

生惠叔 戴己卒 又聘于莒 莒人以聲己辭 則爲襄仲聘

焉」とあり、ついで、「冬徐伐莒 莒人來請盟 穆伯如

莒涖盟 且爲仲逆 及鄆陵 登城見之 美 自爲娶之

仲請攻之（中略）公止之 惠伯成之 使仲舍之 公孫敖

反之（注 還莒女）復爲兄弟如初 從之」とある。

團宋襄夫人 襄王之姊也 昭公不禮焉

㊦昭公の適祖母である。

團夫人因戴氏之族

㊦華・樂・皇が、いづれもみな、戴の一族である。

團以殺襄公之孫孔叔公孫鍾離及大司馬公子卬 皆昭公之黨

也 司馬握節以死 故書以官

㊦「節」は、國の符信（わりふ）である。これを握ったま

ま死んだのは、（死んでも）任務をやめないことを示し

たのである。

團司城蕩意諸來奔 效節於府人而出

㊦「效」は、致（かえず）と同じである。「意諸」は、公

子蕩の孫である。

附七年の傳文に「公子蕩爲司城」とある。

團公以其官逆之 皆復之 亦書以官 皆貴之也

㊦卿が本國を立ち去つ（て來）た場合、（普通）大夫の位

につけるのだが、公は、意諸が節をかえたことを賢と

したから、（特別に）もとの官で迎え、（後に）宋に請願

して、もどしてやったのである。（なお、この時）司城

の官屬がことごとく來奔したから、「皆復」と言ってい

るのである。

附注の「卿違 從大夫」については、昭公七年の傳文に「卿

違 從大夫之位」とあり、注に「謂以禮去者 降位一等」

とあるのを参照。

注の「請宋而復之」については、十一年の傳文に「襄仲

聘于宋 且言司城蕩意諸而復之」とあるのを参照。なお、

異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「此皆復之 謂魯

文于意諸隨從官屬皆以原官待之 與十一年傳 襄仲聘于

宋 且言司城蕩意諸而復之 恐是兩事 而杜注混爲一事

謂此卽請宋而復之 核之文義似不確」とある。

團夷之蒐 晉侯將登箕鄭父先都

㊦二人を上軍に昇進させようとしたのである。「夷の蒐」

は、六年にある。

附六年の傳文に「春晉蒐于夷 舍二軍 使狐射姑將中軍

附九年の傳文に「春王正月己酉使賊殺先克」とある。

〔文公九年〕

經九年春毛伯來求金

⑤金を要求して、葬事（の費用）にあてたのである。年は躑えたけれども、まだ葬っていなかったから、「王使」と稱してないのである。

附下の傳文に「不書王命 未葬也」とある。

經夫人姜氏如齊

⑥傳はない。歸寧（里歸り）である。

附莊公二十七年の傳文に「夫人歸寧曰如某」とあるのを參照。

經二月叔孫得臣如京師 辛丑葬襄王

⑦卿が葬事に參列したのは、禮に適っている。

附疏に引く『釋例』に「萬國之數至衆 封疆之守至重 故

天王之喪 諸侯不得越竟而奔 脩服於其國 卿共弔送之 禮 既葬 卒哭而除凶 魯侯無故 而穆伯如周弔焉 此

天子崩 諸侯遣卿弔送之經傳也」とある。なお、『禮記』

王制「天子七日而殯 七月而葬」の疏に「（異義）左氏說 王喪 赴者至 諸侯既哭問故 遂服斬衰 使上卿弔

趙盾佐之」とある。なお、僖公三十一年の傳文に「秋晉

蒐于清原 作五軍以禦狄 趙衰爲卿」とあり、また、『國

語』晉語四に「蒐于清原 作五軍 使趙衰將新上軍 箕

鄭佐之 晉嬰將新下軍 先都佐之」とあるのを參照。

⑧而使士穀梁益耳將中軍

⑨「士穀」は、本來、司空であった。

附二年の傳文に「六月穆伯會諸侯及晉司空士穀盟于垂隴」とある。

⑩先克曰 狐趙之勳 不可廢也 從之

⑪狐偃と趙衰には、（文公の）亡命につき従ったという勳功があった。

附僖公二十三年の傳文に「晉公子重耳之及於難也（中略）

遂奔狄 從者 狐偃趙衰顛頡魏武子司空季子」とある。

⑫先克奪蒯得田于葦陰

⑬七年に、晉が秦の師を葦陰でふせいだ時、軍事を理由に、その田を奪ったのである。「先克」は、中軍の佐であった。

た。

附七年の傳文に「乃背先蔑而立靈公 以禦秦師 箕鄭居守

趙盾將中軍 先克佐之（中略）及葦陰」とある。

⑭故箕鄭父先都士穀梁益耳蒯得作亂

⑮明年の、先克を殺したと、のために本を張ったのである。

上卿會葬 經書叔孫得臣如京師葬襄王 以爲得禮」とあるのを参照。

經晉人殺其大夫先都

㊦「先都」は、下軍の佐であった。亂をおこしたために討ったから〔有罪だから〕、名を書いているのである。附注の前半については、七年の傳文に「先蔑將下軍 先都佐之」とある。

注の後半については、八年の傳文に「故箕鄭父先都士穀梁益耳削得作亂」とある。なお、七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

經三月夫人姜氏至自齊

㊦傳はない。(もどったことを書いているのは)廟に報告した(からである)。

附桓公二年の傳文に「冬公至自唐 告于廟也」とあるのを参照。

經晉人殺其大夫士穀及箕鄭父

㊦(名を書いているのは)先都と同罪だった(からである)。附上の「晉人殺其大夫先都」の注に「以作亂討 故書名」

とあるのを参照。

なお、下の傳の疏に「賈逵云 箕鄭稱及 非首謀」とある。

經楚人伐鄭

㊦「人」と稱しているのは)楚子は、狼淵に陣をはり、自分では伐たなかった(からである)。

附下の傳文に「楚子師于狼淵以伐鄭」とあり、注に「陳師狼淵 爲伐鄭援也」とある。

經公子遂會晉人宋人衛人許人救鄭

經夏狄侵齊

㊦傳はない。

經秋八月曹伯襄卒

㊦傳はない。(名を書いているのは)七年に扈で同盟した(からである)。

附七年に「秋八月公會諸侯晉大夫盟于扈」とあり、傳に「秋八月齊侯宋公衛侯陳侯鄭伯許男曹伯會晉趙盾盟于扈 晉侯立故也 公後至 故不書所會」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあ

るのを参照。

經九月癸酉地震

④傳はない。地の常態は靜止であるため、動けば異變とみなすから、書いたのである。

附公羊傳文に「地震者何 動地也 何以書 記異也」とあり、何注に「天動地靜者 常也」とあるのを参照。また、

穀梁傳文に「震 動也 地 不震者也」とあるのを参照。

經冬楚子使椒來聘

④君を稱して大夫を使っているのは、その禮辭が中國と同じになった、からである。椒に氏を書いていないのは、

(單なる) 史官の省略表現である。

附注の前半については、莊公二十三年「荆人來聘」の注に

「不書荆子使某來聘 君臣同辭者 蓋楚之始通 未成其禮」とあるのを参照。なお、その疏に引く『釋例』に「此

乃楚之初興 未閑周之典禮告命之辭」とあるのも参照。

注の後半については、疏に引く『釋例』に「楚殺得臣與

宜申 賈氏皆以爲陋 秦楚殺大夫 公子側成熊之等六七

人 皆稱氏族 無爲獨於此二人陋也 斯蓋非史策舊法

故無凡例 當時諸國 以意而赴 其自來聘 使者辭有詳

略 仲尼脩春秋 因采以示義 義之所起 則刊而正之

不者 卽而示之 不皆刊正也 諸侯之卿 當以名氏備書

於經 其加貶損 則直稱人 若有褒異 則或稱官 或但

稱氏 若無褒無貶 傳所不發者 則皆就舊文 或未賜族

或時有詳略也 推尋經文 自莊公以上 諸弑君者 皆

不書氏 閔公以下 皆書氏 亦足以明時史之同異 非仲

尼所皆貶也」とあるのを参照。

經秦人來歸嬴公成風之綖

④衣服を「綖」という。秦は邊鄙な田舎であったから、「使」と稱していないのである。「夫人」と稱していないのは、

やって來た者の言い方に従ったのである。

附注の「衣服曰綖」については、隱公元年の公羊傳文に「衣

被曰綖」とあり、穀梁傳文に「衣裳曰綖」とあるのを參

照。

注の「秦辟陋」については、成公八年の傳文に「莒子曰

辟陋在夷 其孰以我爲虞」とあり、また、昭公十九年

の傳文に「費無極言於楚子曰 晉之伯也 邇於諸夏 而

楚辟陋 故弗能與爭」とあるのを参照。

なお、傳注の「綖」は、諸本に従って、「綖」に改める。

經葬曹共公

④傳はない。

傳九年春王正月己酉使賊殺先克

②箕鄭たちがさしむけたのである。亂をおこして先克を殺したため、赴告して來なかつたから、(經に)書いていないのである。

附八年の傳文に「故箕鄭父先都士殺梁益耳削得作亂」とある。

傳乙丑晉人殺先都梁益耳

③「乙丑」は、正月の十九日である。經が「二月」のところに書いてるのは、赴告に従つたのである。

傳毛伯衛來求金 非禮也

④天子は、私的に(臨時に)財を要求してはならないから、「非禮」と言っているのである。

附桓公十五年の傳文に「春天王使家父來求車 非禮也 諸侯不貢車服 天子不私求財」とあり、注に「諸侯有常職貢」とあるのを参照。

傳不書王命 未葬也

傳二月莊叔如周葬襄王

傳三月甲戌晉人殺箕鄭父士穀削得

⑤「梁益耳」と「削得」を(經に)書いていないのは、い

づれもみな、卿ではなかつた、からである。

附上の經に「晉人殺其大夫先都」とあり、また、「晉人殺其大夫士穀及箕鄭父」とある。

傳范山言於楚子曰 晉君少 不在諸侯 北方可圖也

⑥「范山」は、楚の大夫である。

傳楚子師于狼淵以伐鄭

⑦狼淵に陣をはり、鄭を伐つ後援をしたのである。潁川の潁陰縣の西部に狼陂がある。

附經の注に「楚子師於狼淵 不親伐」とあるのを参照。

傳囚公子堅公子彪及樂耳

⑧三子は、鄭の大夫である。

傳鄭及楚平

傳公子遂會晉趙盾宋華耦衛孔達許大夫救鄭 不及楚師 卿

不書 緩也 以懲不恪

⑨「華耦」は、華父督の曾孫である。公子遂だけが貶せられていないのは、諸々の魯事については、特にその國(魯)のために褒貶するのだから、いづれもみな、國史(の文章)にそのまま従い、他國とは同じにしない(他國のように文章を改めない)、からであり、これが、《春秋》の大意である。他はみな、これに倣う。

㊦ 夏楚侵陳克壺丘

㊦ 「壺丘」は、陳の邑である。

㊦ 以其服於晉也

㊦ 秋楚公子朱自東夷伐陳

㊦ 「子朱」とは、息公のことである。

㊦ 三年の傳文に「門于方城 遇息公子朱而還」とある。

㊦ 陳人敗之 獲公子茂 陳懼 乃及楚平

㊦ 小國の身で大國に勝ったから、懼れて和平を請うたので

ある。傳は、晉君が年少だったため、楚が中國を侵略した、ことを言っているものであり、だから、明年には、厥

貉の會があつたのである。

㊦ 十年の傳文に「陳侯鄭伯會楚子于息 冬遂及蔡侯次于厥

貉 將以伐宋」とある。

㊦ 冬楚子越椒來聘 執幣傲

㊦ 「子越椒」は、令尹子文の從子（おい）である。「傲」

は、不敬である。

㊦ 宣公四年の傳文に「初楚司馬子良生子越椒 子文曰 必

殺之」とあり、注に「子文 子良之兄」とあるのを参照。

㊦ 叔仲惠伯曰 是必滅若敖氏之宗 傲其先君 神弗福也

㊦ 十二年の傳に「先君の粗末な器を、私に命じてそちらに

届けさせ」とあつて、使命を奉じて行った場合は、必ず

廟に報告する、ことが明らかだから、「自分の先君に對

して不敬であれば」と言っているのである。宣公四年の、

㊦ 宣公四年の傳文に「秋七月戊戌楚子與若敖氏戰于皐澗（中

略）鼓而進之 遂滅若敖氏」とある。

㊦ 秦人來歸僖公成風之綏 禮也

㊦ 秦は、（かねてより）諸夏を慕い、魯と敬禮のやりとり

をしたかと思つていたが、（たまたま）翟泉の盟があつた（僖公二十九年）から、（それにちなんで）僖公に追

贈し、あわせて、成風に及んだのである。（秦は）本來、

魯の方嶽の同盟國（方嶽の盟に同席した正式な同盟國）

ではなく、赴告し弔問し合う義務はないから、遅すぎた

ことは譏らずに、よしみを交えたことを禮になつてい

るとしたのである。

㊦ 下の疏に引く『釋例』に「秦之與魯 本非方嶽同盟 魯

蕘不赴秦 秦不贈魯 自是其常也 僖穆二公 雖有同盟

之義 二君已卒 則二子不得用同盟之禮也 今秦康公遠

慕諸華 欲通敬於魯 無以爲辭 因翟泉有盟 追贈僖公

并及成風 假弔禮而行 故曰禮也」とあるのを参照。

また、隱公元年の傳文に「諸侯五月 同盟至」とあり、注に「同在方嶽之盟」とあるのを参照。

④ 團諸侯相弔賀也 雖不當事 苟有禮焉 書也 以無忘舊好
 ⑤ 死者におくりものをするのに、尸の期間（葬まで）に間に合わなかったから、「事にあたらない」と言っているのである。「書く」とは、典策に書いて、子孫に垂示し、特別にねんごろなよしみを忘れないようにさせるのである。

⑥ 附疏に引く『釋例』に「送死不及尸 謂不當其事 書者

書之於策 垂之子孫 以示過厚之好也」とあるのを参照。また、隱公元年の傳文に「贈死不及尸」とあり、注に「尸

未葬之通稱」とあるのを参照。

なお、疏に「何休膏肓云 禮主於敬 一使兼二喪 又於禮既緩 而左氏以之爲禮 非也 鄭箴云 若以爲緩 案禮衛將軍文子之喪 既除喪 而越人來弔 子游何得善之」とある。

〔文公十年〕

⑦ 經十年春王三月辛卯臧孫辰卒

⑧ 傳はない。公が小斂に臨席したから、日を書いているのである。

⑨ 附隱公元年の傳文に「衆父卒 公不與小斂 故不書日」と

あるのを参照。

⑩ 經夏秦伐晉

⑪ 將帥を稱していないのは、赴告の言辭が簡略だったからである。

⑫ 經楚殺其大夫宜申

⑬ 「宜申」とは、子西のことである。君を弑殺しようとしたから（有罪だから）、名を書いているのである。

⑭ 附下の傳文に「又與子家謀弑穆王」とある。なお、七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

⑮ 經自正月不雨 至于秋七月

⑯ 傳はない。義は、二年と同じである。

⑰ 附二年に「自十有二月不雨 至于秋七月」とあり、注に「周七月 今五月也 不雨足爲災 不書早 五穀猶有收」とある。

⑱ 經及蘇子盟于女栗

⑲ 「女栗」は、地名で、闕（不明）である。「蘇子」は、

周の卿士である。頃王が新たに立ったから、魯と盟い、諸侯に親しもうとしたのである。

附下の傳文に「秋七月及蘇子盟于女栗 頃王立故也」とある。

經冬狄侵宋

傳はない。

經楚子蔡侯次于厥貉

④「厥貉」は、地名で、闕（不明）である。宋を伐とうとしたのだが、（わざと）軍を進めなかったから、「次」と書いているのである。

附下の傳文に「陳侯鄭伯會楚子于息 冬遂及蔡侯次于厥貉 將以伐宋」とあり、注に「時楚欲誘呼宋共戰」とある。

傳十年春晉人伐秦 取少梁

④「少梁」は、馮翊の夏陽縣である。

附『漢書』地理志上に「左馮翊（中略）夏陽 故少梁」とあるのを参照。

傳夏秦伯伐晉 取北徵

④（晉が）少梁（を取ったこと）に報復したのである。

傳初楚范巫裔似

④「裔似」は、范邑の巫である。

傳謂成王與子玉子西曰 三君皆將強死 城濮之役 王思之

故使止子玉曰 毋死 不及 止子西 子西縊而縣絕

④僖公二十八年にある。

傳僖公二十八年の傳文に「既敗 王使謂之曰 大夫若入

其若申息之老何 子西孫伯曰 得臣將死 二臣止之曰

君其將以爲戮 及連穀而死」とあり、注に「至連穀 王

無赦命 故自殺也 文十年傳曰 城濮之役 王使止子玉

曰 無死 不及 子西亦自殺 縊而縣絕 故得不死 王

特別遣追前使」とある。

傳王使適至 遂止之 使爲商公

④「商」とは、楚の邑で、今の上雒の商縣である。

傳泓漢沂江 將入郢

④「泓」とは、流れにしたがうことであり、「沂」とは、

流れにさからうことである。

附『國語』吳語「率師沿海沂淮以絕吳路」の韋注に「沿

順也 逆流而上曰沂」とあるのを参照。

傳王在渚宮

④小洲を「渚」という。

附『爾雅』釋水に「小洲曰渚」とあるのを参照。

傳下 見之 懼而辭曰 臣免於死 又有讒言 謂臣將逃

臣歸死於司敗也

㊤ 陳・楚では、司寇のことを「司敗」と呼んだ。子西は、讒言を畏れ、商縣には行かなかったのである。

附『國語』楚語下「死在司敗矣」の韋注に「楚謂司寇爲司敗」とあるのを参照。また、『論語』述而に「陳司敗問」とあるのを参照。なお、襄公三年の傳文に「請歸死於司寇」とある。

團王使爲工尹

㊦ 「工尹」とは「百工をつかさどる官である。

附莊公二十二年の傳文「使爲工正」の注に同文がみえる。

團又與子家謀弑穆王 穆王聞之 五月殺鬬宜申及仲歸

㊧ 「仲歸」とは、「子家」のことである。（經に）書いていないのは、卿ではなかったからである。

附上の經に「楚殺其大夫宜申」とある。

團秋七月及蘇子盟于女栗 頃王立故也

㊨ 僖公十年に、狄が温を滅し、蘇子（温子）は衛に奔った。今ここで、また現われているのは、おそらく、（その後）

王が復歸させたのである。

附僖公十年に「狄滅温 温子奔衛」とあり、傳に「蘇子奔衛」とあり、注に「蘇子（中略）國於温 故曰温子」とある。

團陳侯鄭伯會楚子于息 冬遂及蔡侯次于厥貉

㊩ 陳・鄭及び宋・麇子を（經に）書いていないのは、宋・鄭は、卑屈にへつらって一時のがれし、楚の従僕となって司馬に命令を受け、麇子は、これを恥として、そのまま逃げ歸った、からである。（つまり）三君は、爵位を失ったから、諸侯扱いしなかったのである。宋・鄭でさえそうであるとすれば、陳侯も同じ（理由から）であるに違いない。

附注の「宋鄭執卑苟免」については、九年の傳文に「楚子師于狼淵以伐鄭（中略）鄭及楚平」とあり、また、下の傳文に「將以伐宋 宋華御事曰 楚欲弱我也 先爲之弱乎（中略）乃逆楚子 勞且聽命」とある。

注の「爲楚僕任 受役於司馬」については、下の傳文に「遂道以田孟諸 宋公爲右孟 鄭伯爲左孟 期思公復遂爲右司馬 子朱及文之無畏爲左司馬 命夙駕載燧」とある。

注の「麇子恥之 遂逃而歸」については、下の傳文に「厥貉之會 麇子逃歸」とある。

注の「三君失位降爵 故不列於諸侯」については、成公二年の傳文に「蔡侯許男不書 乘楚車也 謂之失位 君子曰 位其不可不慎也乎 蔡許之君 一失其位 不得列於諸侯 況其下乎」とあるのを参照。

注の「宋鄭猶然 則陳侯必同也」については、九年の傳文に「陳懼 乃及楚平」とあるのを参照。

團將以伐宋 宋華御事曰 楚欲弱我也 先爲之弱乎 何必使誘我 我實不能 民何罪 乃逆楚子 勞且聽命

㊤この時、楚は、宋を誘い出して戦おうとしていた(から、「何必使誘我」と言っている)のである。「御事」は、華元の父である。

團十六年の傳文「於是華元爲右師」の疏に引く『世本』に「華醫生世子家 家生華孫御事 事生華元右師」とあるのを参照。

團遂道以田孟諸

㊤「孟諸」は、宋の大藪で、梁國の睢陽縣の東北部にあつた。

團僖公二十八年の傳文「余賜女孟諸之麋」の注に「孟諸

宋藪澤」とあるのを参照。また、『漢書』地理志下に「梁國(中略)睢陽 故宋國 微子所封 禹貢盟諸澤在東北」とあるのを参照。

團宋公爲右孟 鄭伯爲左孟

㊤「孟」は、田獵の陣形の名稱である。

團期思公復遂爲右司馬

㊤「復遂」は、楚の期思の邑公である。「期思」は、今の弋陽の期思縣である。

團子朱及文之無畏爲左司馬

㊤田獵するに際して、兩甄(兩翼?)を張ったから、二人の左司馬を置いたのである。とすれば、一人の右司馬は中央に當たったことになる。

團楊慎『升菴經說』に「注兩甄 猶兩翼也 世說 桓元好

獵 雙甄所指 不避林壑 晉書周訪傳 杜曾攻陷楊口

元帝使訪擊之 訪令李恒督左甄 許朝督右甄 自領中軍

令其衆曰 一甄敗 鳴三鼓 兩甄敗 鳴六鼓 旣而兩

甄皆敗 訪選銳卒八百人 夜追破之 梁裴邃 壽陽之戰

爲四甄以待之 挑戰僞退 四甄競發 魏師大敗 書傳

中稱軍翼曰甄 僅此四見 然甄之爲字 不知於軍何當也

甄音陣 古作陳 甄自平聲轉入去聲也 楊正衡曰 甄

音堅 戰陣有左拒右拒 拒 方陣也 有左甄右甄 甄

左右翼也 左右拒 見於周鄭繻葛之戰 左右甄之義 見

於楚穆王孟諸之田 宋公爲右孟 鄭伯爲左孟 杜預注

將獵 張兩甄 蓋晉以左右翼爲左右甄 預取當時之言以

釋左右孟也 然左傳他篇有中甄前茅 則甄之義亦古矣

とあるのを参照。また、焦循『春秋左傳補疏』に「宋書

禮志云 先獵一日 遣屯布圍 領軍將軍一人督右甄 護

軍一人督左甄 晉書周訪傳 使將軍李恒督左甄 許朝督

右甄 訪自領中軍 高張旗幟 又陶侃傳 帝使侃擊杜弢 令周訪趙誘受侃節度 侃令二將爲前鋒 兒子輿爲左甄

又朱伺傳 陶侃時鎮江夏 以伺能水戰 曉作舟艦 乃遣作大艦 署爲左甄 兩甄乃晉軍中之稱 杜氏舉當時事以證古耳 世說新語規箴篇 桓南郡好獵 每田狩 車騎甚盛 雙甄所指 不避陵壑」とあるのを参照。

團命夙駕載燧

㊦「燧」は、火を取るものである。

附『論語』陽貨「鑽燧改火」の〈集解〉に「馬曰 周書月令有更火之文 春取榆柳之火 夏取棗杏之火 季夏取桑柘之火 秋取柞檀之火 冬取槐檀之火 一年之中 鑽火各異木 故曰改火也」とあるのを参照。

團宋公違命

㊦早朝に馬を車につなぎ、燧をのせる、ことをしなかったのである。

團無畏扶其僕以徇 或謂子舟曰 國君不可戮也 子舟曰 當官而行 何彊之有

㊦「子舟」は、無畏の字（あざな）である。

團詩曰 剛亦不吐 柔亦不茹

㊦「詩」は、大雅（僉民第五章）である。仲山甫が彊禦を避けなかったことをほめたのである。

附同章の上句に「維仲山甫」とあり、下句に「不侮矜寡 不畏彊禦」とある。なお、莊公十二年の公羊傳文に「仇牧可謂不畏彊禦矣」とあり、何注に「禦 禁也 言力彊

不可禁也」とあるのを参照。

團毋縱詭隨 以謹罔極

㊦「詩」は、大雅（民勞第三章）である。（「詭隨」とは）人（の善）にさからい、人（の惡）にしたがって、正心のない者である。「謹」は、慎と同じである。「罔」は無であり、「極」は中である。

附鄭箋に「罔 無 極 中也 無中所行 不得中正」とあるのを参照。また、第一章「無縱詭隨 以謹無良」の毛傳に「詭隨 詭人之善 隨人之惡者」とあり、鄭箋に「謹 猶慎也」とあるのを参照。

團是亦非辟彊也 敢愛死以亂官乎

㊦宣公十四年の、宋人が子舟を殺したこと、のために本を張ったのである。

附宣公十四年の傳文に「楚子使申舟聘于齊 曰 無假道于宋（中略）申舟以孟諸之役惡宋（中略）乃宋 宋人止之（中略）乃殺之」とある。

團厥貉之會 麇子逃歸

㊦明年の「楚子伐麇」のために傳したのである。